

平成13年1月16日

東北大学評議会議長

阿部博之 殿

東北大学の在り方に関する検討委員会

委員長 馬渡尚憲

継続事項部会部会長 菅井邦明

東北大学の在り方に関する検討委員会報告IV－男女共同参画の推進について(報告)

本委員会は、平成12年6月12日の評議会において検討し答申することを付託された男女共同参画の推進について、今般別紙のとおり成案を得ましたので、ここに報告いたします。

## 経緯

本報告Ⅳでは、東北大学における男女共同参画推進の姿勢と方針についての「東北大学の在り方に関する検討委員会」の検討結果を報告する。

平成11年には、「男女共同参画社会基本法」が制定されたが、これを受けて、国立大学協会にワーキンググループが設置され、同ワーキンググループは平成12年6月の国立大学協会総会に、「国立大学における男女共同参画を推進するために－報告書－」（平成12年5月）を提出した。同報告書は女性教官の割合を2010年までに20%にするという達成目標を掲げるほか、学内の推進委員会の設置や研究や教育の在り方等様々な提言を行っている。

本学では、平成12年6月の部局長会議・評議会において、総長から同報告書についての説明と東北大学でも積極的に取り組むべきであるという趣旨の発言を受けて、種々協議し、本学での男女共同参画の方針等の検討を「東北大学の在り方に関する検討委員会」に付託することにした。「東北大学の在り方に関する検討委員会」は、「継続事項部会」（部会長：菅井邦明委員）に、これについての検討を委嘱し、その結果を待って、全体で協議することとしたが、同部会では統計調査や女性教官との懇談会等の作業を含めて鋭意検討し、その検討結果が得られたので、これを本委員会に報告した。本委員会でこれを種々吟味して得られた結論が本報告である。

## 1 はじめに

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）が定めるとおり、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に寄与することは、国、地方公共団体および全国民が等しく負う義務である。わけても諸学の先端的研究を担い、同時に次の世代を担う中核的な国民を教育する国立大学が、男女共同参画社会の実現に対して果たすべき役割は非常に重く、東北大学も当然にその一翼を担わなくてはならない。

しかし、ここで振り返ってみれば、例えば講師以上の教官中に占める女性の比率が全国立大学99校中で90位（平成10年度）に止まることに示される如く（別添資料1参照）、東北大学における男女共同参画の現状は極めて不十分であり、男女共同参画社会の実現のために幾つかの積極的な施策を講ずる必要がある。

## 経緯

本報告Ⅳでは、東北大学における男女共同参画推進の姿勢と方針についての「東北大学の在り方に関する検討委員会」の検討結果を報告する。

平成11年には、「男女共同参画社会基本法」が制定されたが、これを受けて、国立大学協会にワーキンググループが設置され、同ワーキンググループは平成12年6月の国立大学協会総会に、「国立大学における男女共同参画を推進するために－報告書－」（平成12年5月）を提出した。同報告書は女性教官の割合を2010年までに20%にするという達成目標を掲げるほか、学内の推進委員会の設置や研究や教育の在り方等様々な提言を行っている。

本学では、平成12年6月の部局長会議・評議会において、総長から同報告書についての説明と東北大学でも積極的に取り組むべきであるという趣旨の発言を受けて、種々協議し、本学での男女共同参画の方針等の検討を「東北大学の在り方に関する検討委員会」に付託することにした。「東北大学の在り方に関する検討委員会」は、「継続事項部会」（部会長：菅井邦明委員）に、これについての検討を委嘱し、その結果を待って、全体で協議することとしたが、同部会では統計調査や女性教官との懇談会等の作業を含めて鋭意検討し、その検討結果が得られたので、これを本委員会に報告した。本委員会でこれを種々吟味して得られた結論が本報告である。

## 1 はじめに

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）が定めるとおり、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に寄与することは、国、地方公共団体および全国民が等しく負う義務である。わけても諸学の先端的研究を担い、同時に次の世代を担う中核的な国民を教育する国立大学が、男女共同参画社会の実現に対して果たすべき役割は非常に重く、東北大学も当然にその一翼を担わなくてはならない。

しかし、ここで振り返ってみれば、例えば講師以上の教官中に占める女性の比率が全国立大学99校中で90位（平成10年度）に止まることに示される如く（別添資料1参照）、東北大学における男女共同参画の現状は極めて不十分であり、男女共同参画社会の実現のために幾つかの積極的な施策を講ずる必要がある。

東北大学の在り方に関する検討委員会は、継続事項部会（部会長：菅井邦明委員）において、①東北大学における男女共同参画の現状について、過去十年間の推移について統計的な調査を行い、また、②現状の抱える問題点について意見を仰ぐべく女性教官（研究者）との懇談会を行い、それらを踏まえ、東北大学が当面取るべき施策の検討を行い、本委員会において審議の結果、以下のとおり取りまとめた。

なお、①および②の結果については、別添資料として添付した。

## 2 東北大学としての姿勢と方針の表明

東北大学は、男女共同参画社会実現に積極的に取り組む意志を広く表明し、必要な措置を講ずることとする。同時に各部局は、それぞれに現状の検討を行い、その改善にむけて一層の努力を傾けることとする。

## 3 東北大学男女共同参画委員会の設置

- ・東北大学に、男女共同参画を推進するために、東北大学男女共同参画委員会（以下「男女共同参画委員会」という。）をおく。
- ・男女共同参画委員会は、委員長および以下の委員で組織する。
- ・男女共同参画社会基本法により内閣府に設置された「男女共同参画審議会」は、「男女いずれかの一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。」こととなっているが、男女共同参画委員会は、本学の現状を考慮し、「男女いずれかの一方の委員の数は、当面は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。」ものとする。
- ・委員は、研究科から各1名。研究所および東北アジア研究センターから計3名。留学生センターから1名。これらの委員は、教授、助教授または講師をもって充てる。
- ・学生相談所の所長または相談員から1名。男女比を考慮しつつ、副総長（総務・企画担当）が各部局長と協議して選任し、総長が委嘱する。委員の任期は二年とし再任を妨げない。欠員補充の場合は前任者の残任期間とする。なお、以上に加えて、総務部長も委員となることとする。
- ・委員長には、副総長（総務・企画担当）を充てる。
- ・副委員長は、委員の間で互選する。
- ・男女共同参画委員会は、次のことを行う。
  - (1) 毎年一度、東北大学の男女共同参画の現状について自己評価（現状の数量的な把握、今後講ずべき施策の提言、およびそれまでに講じた施策の評価）を行い、そ

の結果を公表する。

(2) 男女共同参画社会の推進の為に必要な啓発活動を行う。

例えば、男女共同参画をめぐって両性が持つ法制上の権利（旧姓の使用可能範囲、出産育児に関する労働法上の権利等）について情報を整理し広報することにより法リテラシーの向上および男女共同参画の意識改革を図る。

(3) 随時、総長に対して、男女共同参画社会の推進の為に必要な提言を行う。

・資料の提出その他の協力

(1) 男女共同参画委員会は、その所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、各部局の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(2) 男女共同参画委員会は、その所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

4 企画室員の増員

・男女共同参画の趣旨を踏まえ、総長の下企画室に、女性の教授または助教授による室員1名を増員し、企画室の機能を更に充実する。

5 部局の責務

・各部局は、部局の実情を踏まえ、数値目標等を含めた中期的、長期的目標と具体的取組策を作成する。

・各部局の長は、一年に一度、各部局における男女共同参画の現状について調査し、その結果を男女共同参画委員会に報告することとする。

・各部局の長は、性別による差別的扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって部局員の人権が侵害された場合には、被害者の救済を図るために必要な措置を講ずることとする。

6 ジェンダー学・ジェンダー教育の振興

・全学教育審議会は、全学教育において「ジェンダー学」を開講する可能性について検討することとする。

・附属図書館に、関連文献（ジェンダー学関連文献、および官公庁・自治体・学会等が「男女共同参画」をめぐって作成・配布した諸資料）を積極的に収集し閲覧に供

するよう全学的に配慮する。

#### 7 相談窓口の設置

- ・男女共同参画をめぐる諸問題の相談に応ずるために、相談窓口を設置する。
- ・相談窓口の設置の形態および所掌範囲については、男女共同参画委員会に検討を委ねる。

別添資料1 東北大学における男女共同参画の現状

別添資料2 「男女共同参画社会」に関する女性教官（研究者）との懇談会

別添資料3 日本の大学における男女共同参画についての統計資料（国立大学協会「国立大学における男女共同参画を推進するために－報告書－」平成12年より抜粋）

別添資料4 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）